

## 令和6年度「児童扶養手当」制度の一部改正について

## 《主な改正内容》

令和6年11月分（令和7年1月支給分）から、

1. 多子加算の拡充 及び 2. 所得制限限度額の引上げ が行われます。

## 1. 第3子以降の児童にかかる加算額を第2子の加算額と同額に引き上げます。

◆令和6年度児童扶養手当の本体額及び加算額については下表のとおりです。

		令和6年4月～10月分	令和6年11月分以降
本体額	全部支給	45,500円	45,500円
	一部支給	45,490円～10,740円	45,490円～10,740円
第2子加算額	全部支給	10,750円	10,750円
	一部支給	10,740円～5,380円	10,740円～5,380円
第3子以降加算額	全部支給	6,450円	10,750円
	一部支給	6,440円～3,230円	10,740円～5,380円

## 2. 全部支給・一部支給にかかる所得制限限度額を下表のとおり引き上げます。

扶養親族 等の数 (人)	【現行】 受給資格者本人				【令和6年11月分以降】 受給資格者本人			
	全部支給		一部支給		全部支給		一部支給	
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース
0	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000
1	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000
2	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000
3	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000
4	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000
5	3,763,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000

※ 収入額は給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した目安額です。

※ 今回の改正で配偶者・扶養義務者・孤児の養育者の所得制限限度額については、変更ございません。

※ 令和6年9月申請分までは令和4年中の所得、令和6年10月申請分から令和5年中の所得でそれぞれ判定します。

## お問い合わせ先

葛飾区 子育て支援部 子育て応援課 児童手当係 電話 03-5654-8298

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所4階 401番子育て支援窓口

